

**「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の一部改正に係る
意見募集の結果について**

令和4年4月21日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人8社、16件 個人2名、2件

No	ご意見等	本会の考え方
【交付目論見書の作成に関する規則に関する細則】		
第3条(5)(参考情報) 総経費率		
1	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第3条(5)(参考情報) 総経費率『ニ 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することとする。へ 投資先ファンドについては、例えば計上の期間がずれているなど、投資家に有用となる注記を付すこととする。』と規定されているが、これは今般の「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の一部改正(案)の(総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを委託会社にて重要性を判断の上、併せて注記すること)の趣旨を内包していると考えてよいか?	貴見の通りです。
2	運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータの交付目論見書への記載開始に伴い「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第3条(5)の改正は不要でしょうか。 具体的には「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則(ウ)(参考情報)ファンドの総経費率(ファンドの総経費率の記載について)」の文章中、「これら以外の開示については、運用報告書を参照することで確認出来る旨の注意書きを付記する」とあるため、総経費率に含まれない費用については運用報告書に誘導することで明確に確認できるように読めるので、運用報告書に関する規則でも、総経費率に含まれないが、実質的に受益者が負担するコストに関する項目を注記で列挙するなどの対応が必要と考えます。	運用報告書に関する規則では、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することと規定しており、更に、投資家に有用となる注記を付すこととしております。そのため、現行の運用報告書に関する規則においても対応可能であるため、規則の改正は不要と考えます。
第6条②ファンドの費用・税金(ウ)(参考情報)ファンドの総経費率		
3	交付目論見書にファンドの総経費率を記載するのはとても良い取り組みだと思います。記載場所は「税金」の項目の後だと解釈できるのですが、「ファンドの費用」と「税金」の	ご指摘の点につきましては、様々なご意見に基づき検討した結果、「手続き・手数料等」の項目の最後の配置とさせていただきます。今後運営していく中で、見づらいなど更なる改良が必要と判断

	間のほうが良いと思います。総経費率は「税金」よりは「ファンドの費用」の項目と関連性が深いので、「ファンドの費用」のそばに書いておくのが良いと思うのです。	する際のための貴重なご意見として認識させていただきましたが、今回の改正につきましては、原案のままとさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。
4	「また、ファンドの総経費率の記載に係る表示方法については、総経費率とその内訳（運用管理費用、その他費用）を記載すること」とあるが、内訳における各費用の率（運用管理費用〇%、その他費用〇%など）まで記載する趣旨か、内訳の内容記載（運用管理費用、その他費用）にとどまる趣旨か、あるいは委託会社の判断に委ねられる点なのかを確認したい。	最低限、（運用管理費用〇%、その他費用〇%）までの記載はしていただき、それより先の記載は、受託者責任の観点から開示を行うことが重要だと考えます。
5	運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータを、参考情報として、記載するという主旨から、「総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを委託会社にて重要性を判断の上、併せて注記」は、参照する運用報告書にも同様の対応を行う必要があると理解しているが、その認識で間違いないか。	貴見の通りです。
6	改正案では「また、ファンドの総経費率の記載に係る表示方法については、総経費率とその内訳（運用管理費用、その他費用）を記載すること（総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを委託会社にて重要性を判断の上、併せて注記すること。）とし、これら以外の開示については、運用報告書を参照することで確認出来る旨の注意書きを付記するなどの工夫をし、委託会社の判断によりこれ以上の詳細な情報を開示することを妨げない。」という記載があるが、「また、～～、これら以外の開示については、運用報告書を参照することで～」という記載は、目論見書独自で記載すると読めるため、「なお、～～これ以上の開示については運用報告書を参照することで～」と記載するか、あるいは他の方法により目論見書のみ記載するものではない旨を示していただきたい。	交付目論見書と運用報告書で、開示内容が変わるものではないと考えておりますが、当該書面の使用方法などにより、直接記載するか・参照するかなど用途に応じて工夫いただいて問題ないと考えておりますことから、原文の修正は必要ないと考えます。
7	運用報告書には「総経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」についての規則は設けられておらず、また、現状は当該記載はされていないと認識しています。 「運用報告書を参照することで確認出来る旨の注意書きを付記する」となっていることから、運用報告書においても当該記載を行う必要があると考えます。 運用報告書に関する規則に対しても、同様の	運用報告書に関する規則では、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することと規定しており、更に、投資家に有用となる注記を付すこととしております。そのため、現行の運用報告書に関する規則においても対応可能であるため、規則の改正は不要と考えます。

	改正が行われるべきと考えますが、いかがでしょうか。	
8	<p>「交付目論見書作成日時点において、原則として、直近に作成された運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータ」を記載するとなっています。</p> <p>新規設定ファンドなどで、目論見書作成日現在において運用報告書が存在しない場合は、目論見書への総経費率の記載は不要と考えていますが、この理解でよろしいでしょうか。また、この場合、「(参考情報) ファンドの総経費率」という項目自体を記載ということか、項目は設けたうえで「目論見書作成日時点において運用報告書が存在しないため該当事項なし」旨の記載を行うことになるのでしょうか。</p>	<p>貴見の通り、目論見書作成日現在において運用報告書が存在しない場合は目論見書への総経費率の項目及び記載は不要です。また、項目は設けたうえで「目論見書作成日時点において運用報告書が存在しないため該当事項なし」旨の記載を行うことなどの判断につきましては、本改正の趣旨や受託者責任を踏まえ、記載を行うことを検討していくことが望ましいと考えます。</p>
9	<p>運用報告書においては、「総経費率」に代えて「経費率」を開示することが認められています。</p> <p>この場合、目論見書においても「(参考情報) ファンドの経費率」を記載することによろしいでしょうか。</p> <p>また、「経費率」として開示する場合、「総経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している」ことは、自明の理となりますが、「総経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」は必要でしょうか。</p> <p>さらに、当該趣旨の記載が必要な場合、「総経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」と「経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」のいずれを記載することになるのでしょうか。</p> <p>最後に、目論見書に「経費率」を開示する場合に関する事項について、規定する必要はありませんでしょうか。</p>	<p>目論見書においても「(参考情報) ファンドの経費率」を記載することは、問題ございません。</p> <p>また、「総経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」は自明とは言え、それを認識している旨を明示することが望ましいと考えますし、この場合、今回の改正を踏まえ、「総経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」が宜しいかと思いますが、「経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」を記載いただいても、規則上は、問題ないと考えます。</p> <p>以上の通り、今回の改正内容で十分対応は可能であると考えますので、交付目論見書に「経費率」に関する開示についてまで規定する必要はないと考えます。</p> <p>なお、本改正の趣旨や受託者責任を踏まえ、委託会社自らが費用開示について検討していくことが重要と考えますので、現在経費率で記載していたとしても、少しでも総経費率の開示と同じように開示する方向を検討していく必要はあると考えます。</p>
10	<p>運用報告書の総経費率については、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く、となっていますが、総経費率の名に値する通り、投資家が負担するすべての費用を計上し、その割合を示すべきと考えます。同様にベビーファンドの損益計算書に計上される支払利息についても、総経費率計算に算入すべきです。1 万口当たりの費用明細においては、売買委託手数料、有価証券取引税がその他費用と共に掲載されており、計上範囲が不統一で理解が難しく誤解をまねく可能性が高いです。</p>	<p>募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税につきましては、有価証券報告書及び運用報告書で開示を行っております。</p> <p>今回の規則改正は、運用管理費用などの情報開示の一層の充実に資する観点から、交付運用報告書で開示を行っている総経費率を交付目論見書に開示することを目的としています。総経費率については、欧米等における開示内容の基準に合わせ、「株式の売買委託手数料」、「有価証券取引税」、「募集手数料」は除くこととしております。</p>
11	<p>趣旨に鑑みれば『総経費率とその内訳（運用管理費用、その他費用。なお、ファンド・オブ・ファンズにおいては、それぞれ投資先フ</p>	<p>投資先の資産内容や費用の性質によって記載事項は大きく異なるため、更なる詳細事項までは明記しておりません。規則上は、プリンシプルや FD 原</p>

	<p>ファンドの運用管理費用及び運用管理費用以外の費用を含む)を記載すること』という書きぶりにした方が明瞭かと思えます。</p>	<p>則の観点より、「委託会社の判断によりこれ以上の詳細な情報を開示することを妨げない」としておりますので、委託会社において費用開示の内容を検討していただきたいと考えます。</p>
12	<p>細則改正の意図がわからない。 開示の内訳が運用管理費用とその他のみであれば、ほとんどの費用が運用管理費用に含まれ、開示強化にならない恐れがある。委託者報酬、信託報酬、監査費用など、運用管理費用として報告すべき内訳を定めることのほうが重要ではないか。マイナス金利、為替ヘッジコスト、その他のヘッジコスト、借り入れコスト、取引の際に証券会社に払う手数料、システム経費などは運用成果の一部と思われるものの、運用管理費用と見做して受益者負担させる会社が存在しうる。 であれば、委託会社の方針に基づき開示をすればよく、細則は現状のままで良いのではないか。 外国籍投信の場合は、営業費用や出張費用、投資家集会の費用などが経費認定されるケースもあり、監査報告書で内訳を確認するしかないのが実情。統一見解に至るまでには、調整に時間を有するものと思料。</p>	
13	<p>体裁の許容範囲について、細則の中では言及しないのか。例えば、運用報告書は円グラフで掲載をしているが、交付目論見書においても同様の体裁で掲載する必要があるか、もしくは表等に体裁を変更して掲載することが可能か等。</p>	<p>今回の改正は、記載いただく必要最低限の内容を規則化したものですので、各社の創意工夫により、表や円グラフなどを掲載することは可能です。体裁等の様式については、規則で定めておりませんので、委託会社においてご検討いただければと考えます。</p>
14	<p>経費率を開示するにあたり、表形式とするか、グラフ形式とするかは個社判断で決定すればよいのか。あるいは、投信協会として、記載例を制定する予定はあるのか。個社ごとに開示形式が異なると、投資者において横比較がし辛くなる懸念があるので、投信協会として統一的な形式を定めるのが投資者の利便性に資するのではないかと思う。</p>	
15	<p>この改正は「令和6年から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する」となっています。 また、「交付目論見書作成日時点において、原則として、直近に作成された運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータ」を記載するとなっています。 こうしたことから、運用報告書への「総経費率の計算に含まれない費用の存在を認識している旨の記載」の記載は、目論見書に先行して行われる必要がある(年1回決算ファンドの場合であれば概ね1年程度前)と考えていますが、この理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>交付目論見書に関する規則の実施日を定めたものであるため、運用報告書における対応について定めたものではありません。ただし、交付目論見書改正の実施日に備え、必要に応じ当該実施日以前の運用報告書への対応など、委託会社において対応の必要性についてご検討いただければと考えます。</p>

附則		
16	「1.この改正は、令和6年〇月〇日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。」とあるが、運用報告書を参照するということは、実施日の1年前の運用報告書から対応する必要があるということと間違いはないか。	交付目論見書に関する規則の実施日を定めたものであるため、運用報告書における対応について定めたものではありません。ただし、交付目論見書改正の実施日に備え、必要に応じ当該実施日以前の運用報告書への対応など、委託会社において対応の必要性についてご検討いただければと考えます。
その他		
17	今回は交付目論見書作成規則細則における改正で、運用報告書に記載されている総経費率に係る情報を交付目論見書に記載する、という内容であるが、その元となる運用報告書における記載については、既に運用報告書関連規則等の中で謳われているものであり、改めて運用報告書関連規則等の方の改正までは行うものではないとの理解でよいでしょうか。	貴見の通りです。
18	投資家が同じ目線で各種の金融商品を横比較できるようにするためには、少なくとも投資信託においてはフォーマットをある程度、そろえた方が良いと考えますが、協会としての雛形を提示されるご予定はありますでしょうか。あるいは、規則記載範囲が、統一すべき記載内容として現在の落としどころのお考えでしょうか。	本会において様式等の雛形を作成する予定はありません。各投資信託の運用内容や資産内容を踏まえ、委託会社においてご検討いただければと考えます。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。